**４月当初より歌、管楽器共にマスク無しでの活動が可能。但し強制はしない**

令和５年度　○○市立○○小学校

♪校内における音楽活動時の感染症対策ガイドライン♪

○○小学校音楽部　Ver.R5xxxx

|  |
| --- |
| 本年度は基本的には、マスク無しで歌唱や管楽器を用いた演奏が可能となります。児童が安心して取り組めるように、感染防止対策を継続的に実施しながら、無理なく活動を進めていきます。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。 |

１．音楽授業実施に係る日常の対策

　⑴体調管理の徹底

　　→以下の項目に該当事項がないか健康観察等で確認し、症状が少しでもある児童は活動を控える。

　　①発熱感（37.5℃以上ある場合は下校する。）②咳や喉の痛みなど風邪の症状

　　③だるさや息苦しさ　④体が重い、疲れやすい。

　⑵対策の周知

　　→歌唱活動や管楽器を用いた指導を行う際の対策を予め児童と保護者に周知し、理解を得て行う。

２．授業場所の対策

　⑴授業中は窓を開け、適切に換気を行う。

　⑵椅子・机は同方向に向かって並べ、向かい合う隊形は避ける。

　⑶児童間の距離は、前後約１ｍ、左右50㎝を目安に確保する。

　⑷授業終了後に、使用した椅子や机、譜面台等の消毒・清掃を行う。

３．歌唱を伴う授業における対策

　⑴**通常はマスクをせずに歌唱する。ただし****マスクを外すことを強制しない。**

　⑵大声での歌唱は避け、資料「歌声の大きさ表」を参考に適切な声量で歌うよう心がける。

４．管楽器の使用を伴う授業・活動における対策

　⑴授業の前後に手指の消毒、もしくは石鹸等での手洗いを励行する。

　⑵リコーダー・鍵盤ハーモニカを使用する際は次のことに留意する。

　　①**通常はマスクをせずに演奏する。ただし、マスクを外すことを強制しない。**

②マスクをしながらリコーダーを演奏する場合は、演奏専用補助ホースを用いて行う。

③マスクをしながら鍵盤ハーモニカを演奏する場合は、マスクの下から口に唄口を当てて演奏するよう

にする、あるいは指だけで打鍵練習をする。

　　④ハンドタオル等を用意して膝（机）の上に置き、管体から出た水分を適宜取り除けるようにする。

　　⑤楽器は定期的に持ち帰り、家庭で水洗い、消毒等をしておく。（学校では行わない。）

　⑶上記以外の管楽器を演奏する際も、同様に対策を十分施しながら行うようにする。

５．その他

歌唱や管楽器を活用する学習活動の実施の可否、あるいは「歌声の大きさ」のレベルの判断等につい

ては、地域や学校の感染状況、まん延防止等重点措置、緊急事態宣言の発令を考慮して判断する。

※本ガイドラインは文科省令和5年3月17日通知「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について」に基づきます。